

高齢者等世帯の屋根雪除雪を支援します

◆支援の内容◆

① 今冬は豪雪のため、3月31日までの間、最大で作業員を10人分まで拡充して助成します。(1日あたり8時間まで)

※除雪機械を使用したときは、作業員1人分として数えます。

② 支援の対象範囲は…

お住まいの住宅の屋根の雪下ろしと下ろした分の排雪です。

屋根から落ちた雪の排雪のみも、支援の対象となります。

【支援の対象とならないもの】

- ・車庫や作業小屋、空き家は対象となりません。
- ・住宅の除雪であっても、親族や近所の人が作業を行う場合や、福祉課を経由せずに直接、業者に申し込んだ場合は、対象となりません。

◆対象となる世帯◆

① 高齢者(年度末で満65歳以上)のみの世帯

② 心身障がい者のみの世帯

③ 高齢者と心身障がい者のみの世帯

このうち、自力で除雪ができない方で世帯全員の町民税所得割の合計が10万円未満の世帯

※世帯員全員が施設に入所中または病院に入院中等の場合は、福祉課へご相談ください。

◆自己負担◆

作業員 1人1日につき 1,600円 (1時間あたり200円)

除雪機械1台1日につき 1,600円 (1時間あたり200円)

《例》作業員2人、除雪機1台で1日作業した場合は、4,800円を自己負担していただきます。

※自己負担額は、3月に福祉課から送付される納付書でお支払いいただきます。



◆手続き方法◆

福祉課に電話で申し込んでください。(☎ 62-3436)

※各地区の民生委員に申込みを依頼することもできます。

◆除雪作業をする業者◆

町が除雪作業を委託している業者は、次のとおりです。

ご希望の業者があれば、申込みの際に伝えてください。

- ① 最上広域森林組合
- ② 真空川町総建会(事務局：平成建設)
- ③ 新庄・最上シルバー人材センター
- ④ 茂木技建
- ⑤ あべ農場

※注意※

※土日・祝日は申込できません。

※作業員の人数は限られているため、降雪が多い時等は、お待ちいただく場合があります。

◎お問合せ先 福祉課 福祉係 ☎62-3436

裏面もご覧ください